

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証の発行をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能な状態となつてからの登園となりますようご配慮ください。

登園許可証

【保護者記入欄】

() 保育園 () 組 (歳児) 氏名 ()

下記の感染症に罹患しましたが、本日の診察では集団生活に支障がないと認められますので、下記の期日より登園して差し支えありません。

病名 (主治医記入欄・・・該当に○をお願いします。)

感染症の区分	病名
第2種	<ul style="list-style-type: none">・ インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症・ 百日咳・ 麻疹・ 風疹 <ul style="list-style-type: none">・ 流行性耳下腺炎・ 水痘（水ぼうそう）及び・ 帯状疱疹・ 咽頭結膜熱
第3種	<ul style="list-style-type: none">・ 腸管出血性大腸菌感染症・ 流行性角結膜炎 <ul style="list-style-type: none">・ 急性出血性結膜炎
第3種 その他	<ul style="list-style-type: none">・ 溶連菌感染症・ 手足口病・ ヘルパンギーナ・ RSウイルス・ 伝染性紅斑 <ul style="list-style-type: none">・ マイコプラズマ感染・ 流行性嘔吐下痢症・ 突発性発疹

登園しても良いと認められる月日 令和 年 月 日から

登園にあたって
の注意事項 ()

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印

主な感染症の登園のめやす

区分	感染症名	登園のめやす
第2種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日後5日
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	熱が下がったあと、3日を経過し元気な時
	風疹(注1)	発疹が消えてから
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好であること
	水痘(みずぼうそう)及び帯状疱疹	すべての発疹が、かさぶたになってから
	咽頭結膜熱	熱が下がり、咽頭痛、結膜炎がなくなって48時間を経過してから
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	主治医の許可がでてから
	流行性角結膜炎	主治医の許可がでてから
	急性出血性結膜炎	主治医の許可がでてから
第3種 その他	溶連菌感染症	熱が下がり、有効な抗生物質を1～2日間内服できてから
	手足口病	発熱、食欲不振、頭痛、吐き気等がない時
	ヘルパンギーナ	熱が下がり、食事也十分にできて元気な時
	RSウイルス	症状が安定し、全身状態が良い
	伝染性紅斑(注1、2)	合併症がなく、元気な時
	マイコプラズマ感染症	全身状態が改善して、元気な時
	流行性嘔吐下痢症	激しい下痢嘔吐がなくなってから
	伝染性軟属腫(水いぼ)	合併症がなければ登園可
	伝染性膿痂疹(とびひ)(注3)	発疹が乾燥し、ガーゼで覆えるようになってから
	突発性発疹	熱が下がれば可
アタマジラミ	治療を開始後に登園可	

※注1 担当保育士、園の訪問者などに妊婦及び妊娠適齢期の者がいれば、患児との接触を避けるよう配慮。

注2 発疹を認めるというだけの理由では、登園が禁止されることはありません。

注3 直接接することにより感染します。登園が許可されても、プール、水遊びは治るまでは控えてください。